

# 平成28年度版 府税の しおり



## <お知らせ>

平成 30 年度から、個人住民税の  
特別徴収（給与からの差し引き）を  
徹底します。

※府内の一部自治体では、先行して平成 28 年度から段階的に  
特別徴収徹底の取組みを進めています。

（本冊子の裏面もご覧ください。）